

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日
文部科学大臣決定
平成25年4月12日
一部改正

1 趣 旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織、運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算、経理が適切であること。
- オ 広報活動が活発に行われていること。

(2) 活 動

- ア 学校教育及び家庭教育に関する学習活動その他成人教育に関する諸活動が活発に行われていること。
- イ 地域の教育環境の改善に効果を上げていること。
- ウ 児童・生徒等の学校外における諸活動の促進や生活指導に関する活動が活発に行われていること。
- エ PTAの諸活動において、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図っていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあつては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあつては5団体以内の推薦分をこれに加えることが出来る。）を選考し（選考にあつては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。）、被表彰候補団体としての推薦順位を付し、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあつては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考に当たっては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦されたPTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があつた場合は、選考・決定を取り消すことができる。